

関係各課意見記入票

高槻市都市創造部審査指導課

※建築確認申請及び指定確認検査機関へ經由するには、関係各課への下見が必要です。

関係各課の下見が済みましたら、下記欄に經由印を押印してもらってください。

(注意) 申請の内容によっては、下記以外の関係各課に下見の經由をしていただく場合があります。

建築主名

<p>①審査指導課 (6F)</p> <p>※全ての申請に必要</p>	<p>②審査指導課 (6F)</p> <p>※1 宅地造成等工事規制区域内のもの (全ての申請に必要)</p> <p>※2 都市計画法第29条の許可を受けたもの (宅地分譲除く)</p> <p>※3 市街化調整区域内のもの</p>
<p>開発調整チーム</p>	<p>開発審査チーム</p> <p>※2の場合は①の前に經由してください。</p>
<p>条例協議</p> <p>有 ・ 無</p> <p><番号></p>	
<p>③下水河川企画課 (7F)</p> <p>※全ての申請に必要 ※確約書を持参してください。</p>	<p>④歴史文化財室 (総合センター8F)</p> <p>※埋蔵文化財の遺跡所在地に該当するもの</p>
<p>⑤都市づくり推進課 (6F)</p> <p>※直近に都市計画道路がある、用途地域が確定できない等</p> <p>高槻市景観対象：建築物 高さ15m超又は建築面積1,000㎡超</p> <p>工作物 高さ10m超又は築造面積2,000㎡超</p> <p>立地適正化計画に基づく届出対象 (居住誘導区域外、都市機能誘導区域外)</p>	<p>⑥管理課 (5F)</p> <p>※法令の許可等がない寄付道路等</p>
<p>⑦農林緑政課 (総合センター9F)</p> <p>※近郊緑地保全区域内、風致地区内のもの</p>	<p>⑧保育幼稚園指導課 (総合センター7F)</p> <p>※私立保育所の場合</p>
<p>⑨道路課 (5F)</p> <p>※道路事業実施中路線に接する敷地</p>	<p>⑩私学・大学課 (大阪府咲洲庁舎)</p> <p>※私立学校・幼稚園の場合。(学校法人の確認)</p>
<p>⑪水道部給水収納課</p> <p>※給水詳細協議が必要なもの</p>	<p>⑫清掃業務課 (エネルギーセンター)</p> <p>※既設の浄化槽のメンテナンス状態を確認する場合。</p> <p>浄化槽の確認には、住居表示、施主名および管理者名が必要となります。</p>
<p>公園課 (5F)</p> <p>※緩和を適用する市管理公園等</p>	<p>アセットマネジメント推進室 (5F)</p> <p>※市所有地での建築確認 (公園内の集会所等)</p>